戦後日本の経済団体と中小企業運動

大林 弘道

(神奈川大学)

1 資本主義経済における経済団体と中小 企業運動

(1) 中小企業運動の理論的基礎

本誌前号の拙稿¹⁾において,筆者は中小企業 運動の理論的基礎を考察し,それを,資本主義 の運動法則そのもの,しかもその最も基礎的・ 基本的な資本蓄積の運動法則に求めた。すなわ ち,「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」 の法則²⁾である。その法則は,資本主義経済の 発展過程において,中小企業が「駆逐・排除」 されるばかりでなく,執拗に「存続」し,「誕 生」を繰り返し,その結果,中小企業の存立の 範囲は一般に縮小しないばかりか,膨張さえす るという事実を理論的定式化した成果である。

つまり,筆者は中小企業運動の基礎を中小企業の存立に関わる運動として把握し,かつ,その存立の多様性を重視して理論構築しようとしたわけである。そして,そうした把握を踏まえて,以下の2点を主張した。

第1点は、中小企業運動の新たな側面の可能性である。そもそも、「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」は、19世紀末から20世紀前半にかけての時期、欧米および日本においては「資本の集積・集中」が主たる傾向となり、「小資本の残存・新生」が従たる傾向であったため、20世紀前半の中小企業運動は専ら「資本の集積・集中」による中小企業の「排除・駆逐」に対する「抵抗」に基礎をおく運動が主たる側面にならざるをえなかった。すなわち、大企業の成立・「独占」形成の時期にあってはそうした運動にな

らざるをえなかった。

しかし,1980年代以降,大企業・「独占」の産 業基盤が動揺・転変し、大企業組織再編が進捗 するとともに,中小企業・「ベンチャー企業」が 世界的に活発化し、「小資本の残存・新生」の傾 向が強まった。そして,それを背景に中小企業 の「存続」「発展」「創造」等に基礎をおく運動 の可能性が高まっていった。しかも,中小企業 における「存続」「発展」「創造」等の経営的努 力とは,必ずしも個々の中小企業の個別的努力 のみに委ねられるわけでは決してない。「抵抗」 において中小企業の間の共同性が成立するとと もに、「存続」「発展」「創造」等においてもそれ が成立する。したがって,現段階の中小企業運 動は資本主義における資本蓄積運動の両傾向に 付帯する「抵抗」とともに「存続」「発展」「創 造」の両側面を展開できるし,展開しなければ ならない段階に到達したのである。

第2点は中小企業運動の自律的発展の可能性である。従来の中小企業運動はその「抵抗」的側面への注目から,また,近い将来における中小企業層の労働者への転化の可能性という見方から,労働運動との共同性,共通性が強調され,運動の根拠もそうした性格に求める傾向があった。それは,いわば労働運動に対する追随的な運動としての評価であった。そのような評価は,一方では中小企業運動の資本家運動としての限界,「小ブルジョア運動」の動揺性の評価の強調となり,他方では社会運動としての労働運動のへ従属性の主張となっていった。しかしながら,「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」の上

記の今日的な理解によって,中小企業運動の両側面とともに,中小企業運動の自律的発展の可能性が生まれてきたということを改めて主張できるのではないかと考える。とくに「資本の新生」、新しい企業の誕生における「小資本」としての「新生」、小企業としての誕生が圧倒的多数を占めるという傾向は,中小企業運動の自律的発展を促進することになるからである。

さて、戦後日本の中小企業運動は、上記の「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」に規定されながらも「戦後中小企業構造³〕」の編成・膨張ゆえに、中小企業の「淘汰・駆逐」は、戦前日本や欧米に比較して顕在化せず、それ自体が「戦後中小企業構造」の再編成に包摂され、また、中小企業の「存続」「誕生」も「戦後中小企業構造」の膨張に貢献するように作用した。それと同時に、「戦後中小企業構造」の下部・末端中小企業層が主たる再編成の対象となり「戦後中小企業構造」への帰属意識が薄弱化するという方向で、「淘汰・駆逐」の意識が強く醸成されていたといえる。

だが,今日,「資本の集積・集中」と「小資本 の残存・新生」との両傾向は,全世界的な規模 において前者の優位と後者の劣位という関係か ら,複雑な展開ではあるが,両者の並行的で動 態的な進行という関係へ移行しつつあると考え られ,かつまた,1990年代以降の日本において 「戦後中小企業構造」の顕著な「解体」が,そう した資本蓄積の両傾向の変容と同時的に進行し ている。したがって,従来の「戦後中小企業構 造」の範囲の中での大企業と中小企業の「協力」 運動や,前者に対する後者の「抵抗」「要求」に 集中する中小企業運動は限界をもつこととなり、 今後に向けての中小企業運動は,資本蓄積の両 傾向の新たな展開を踏まえつつ「抵抗」「要求」 の一層の熟達と「存続」「成長」「創造」の確実 な組み込みによって,新たな展望を持ちうるの だし,真の発展を展望しうると考えられる。

(2) 資本主義経済と経済団体

前節は 中小企業運動の理論的基礎として「資 本の集積・集中と小資本の残存・新生」を検討 した結果であり、当然ながら、専ら、それは中 小企業運動についての理論的基礎を求めるとい う観点からの考察であった。しかしながら,明 らかに「資本の集積・集中と小資本の残存・新 生」は中小企業運動のみならず,また,いわば 大企業運動の理論的基礎でもありうるし, さら に、「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」 は同時に「労働の集中と分散」を意味するがゆ えに, 労働運動の理論的基礎をも形成しうる。 つまり,資本主義の発展過程においては,資本 運動は大資本運動あるいは中小資本運動たりう るし,また,労働運動は大企業労働運動あるい は中小企業労働運動も同時的に存在せしめると いう視点が提起されているといわなければなら ない。したがって,中小企業運動の考察は,大 企業運動のそれとともに,大企業労働運動・中 小企業労働運動を併せ考察すること4)が不可欠 なのである。

一般に大企業経営者,中小企業経営者,大企業労働者,中小企業労働者のいずれの運動であれ,それぞれにおいて共通した存立に関わる経済的利害を基礎に経済的・社会的要望を結集し,さらには政治的要求を胚胎し,その実現を目指し,団体を結成し,政府・地方公共団体あるいは国会その他の議会への働きかけ,一定の論理的な構成を構築しつつ運動を展開する過程をたどるのである。

同時に、これらの多様に形成される経済団体・ 労働団体は、相互に複雑な関係を取り結んでい く。この相互の位置関係によって、それぞれの 団体は相互に影響を与え合え、受け合うととも に、それぞれの団体自ら「個性」を強め、団体 としての運動の戦略を策定していくのである。

要するに、個々の団体を分析しようとするならば、それらの団体の相互関係の分析を必要とするのである。それゆえに、中小企業運動の運動主体としての中小企業団体を分析するにしても、まずは経済団体および労働団体の総体の戦

後日本における展開と現状を踏まえて考察することを必須の課題とするのである。本稿はかかる課題への取り組みの一環であるが,まず最初に,経済団体の分析を取り上げ,労働団体については上記の視角を念頭のおきながらも,それ自体の分析は他日を期すことにしたい。

2 戦後日本における経済団体の転換・再 編

(1) 戦後日本における経済団体

さて、戦後日本においては、経済団体、中小企業団体ともに活発に結成されたといえる。現時点で、通常、全国規模の経済団体というと、日本経済団体連合会(以下「経団連」と略称)、日本経営者団体連盟(以下「日経連」と略称)、経済同友会、日本商工会議所(以下、「日商」と略称)の4団体を指し、一般に前3者が大企業団体とされる。これらの大企業団体は法制度に依存しない本質的に自主的な団体である。

「日商」は,その本質的性格については検討を 要するが,一般には中小企業団体とされており, 商工会議所法に基づく法制団体であり,全国規 模の中小企業団体である。同様に,全国中小企 業団体中央会(以下、「全国中央会」と略称), 全国商工会連合会(以下,「全国商工会」と略 称)もそれぞれ法制団体である。それらの法制 中小企業団体が中小企業団体全体の中では量的 に圧倒的な位置を占めている。その他,自主的 な主要な中小企業団体については,中小企業団 体連盟5)(以下,「中団連」と略称),全国商工 団体連合会(以下,「全商連」と略称)があり, それぞれ形式的には自主的な団体である。そし て,個人加盟の自主的中小企業団体として中小 企業家同友会全国協議会(以下,「中同協」と略 称)がある。

つまり,実態の上では,大企業団体は自主的な経済団体が主導的であり,中小企業団体は法制団体が主導的である。このような実態が形成された背景には,一方で,大企業団体は戦後政府与党と密接な関係にあり,また,大企業の

数も少ないので、あえて、自らの要求の実現のために、法律の支援を受けて団体を形成する必要がなかったのである。その場合、「経団連」のように1993年に至るまで戦後長らく政治献金の斡旋、すなわち、政治献金を会員企業に振り当てることによって、政府与党に資金面から政治的影響力を保持してきたという経緯があることにも留意する必要がある。

他方で,中小企業は戦後日本経済における変 化の大きく,激しい過程において常に経営の困 難に直面しており,懸命,必死の経営努力を続 けなければならない存在であった。しかし,戦 後日本の経済政策の基本線は大企業を機軸に経 済発展を図ることを基本としていたが,政策当 局もそうした方針を政策論において妥当性をも つという立場をとっていた。それゆえに,ほと んどすべての中小企業団体は高度成長が終わる 頃まで「大企業偏重政策の是正」をスローガン に掲げていた。そうした過程で,政府は中小企 業の組織化を中小企業政策の柱としてきた。一 般にどの先進国政府でも、中小企業という巨大 な社会的階層に経済的・社会的不満が蓄積され, 政府の支持基盤でなくなることを危険なことだ と考えてきた。とくに,日本のような厚い経済 的・社会的階層を形成している場合には,政府 が積極的に組織化に取り組むことが不可欠だっ た。だから、そうした事情も手伝って、戦後日 本の中小企業運動は,一方で,「戦後中小企業構 造」に組み込まれた中小企業の上層をリーダー とする諸団体の形成による中小企業運動,しか も,中小企業政策からする中小企業組織化の担 い手,施策の実施の「受け皿」としてのそれが 主流を占めるとともに,他方で,戦後中小企業 構造」に十分な組み込まれず,施策の恩恵をも 受けることができない中小企業層が「抵抗」と しての中小企業運動を展開するという特徴を促 進することになったわけである。

以上の経済団体の具体的展開はもとより複雑であり,大企業団体と政府との関係も簡単ではなかった。しかしながら,今日の時点における,

それらの日本の経済団体,中小企業団体の現状 の特徴を一言でいえば, それらは組織上・運動 上の転換・再編期にあるということができる。 その特徴の根拠を次のように列挙することが可 能である。すなわち、 戦後早い時期に形成さ れた「経団連」と「日経連」が2002年5月28日 に新団体に統合され,それぞれの歴史を閉じる ことが決められた。 経済同友会も独自性を薄 め、「経団連」への人材供給の役割が強まり、か つての輝きを失っている。 法制的な中小企業 団体は1999年の中小企業基本法の改正の中で指 導団体の位置を失い,新たな中小企業政策の中 ではそれらを対象にした組織化の柱がなくなっ てきている。 「日商」および「全国商工会」 傘下の各地の地域組織は「広域化・合併」とい う新たな課題を背負い始めている。 央会」「日商」「全国商工会」は「特殊法人改革」 の渦中にあり,近い将来の組織的課題を抱えて いる。 自主的団体である「中団連」も機関紙 の休刊という事態を迎えている。要するに,戦 後的な企業構造である「戦後中小企業構造」が 解体を深めるとともに,経済団体・中小企業団 体も顕著な転換・再編の過程に入ったというこ とができるのである。

(2)経済団体の転換・再編と中小企業運動

中小企業運動からの観点から今日の経済団体は先にも指摘したように6団体があげられる。 そのうち、「全商連」、「中同協」は組織的にも方針上も従来路線の充実の中で前進を図ろうとしているが、その他の団体は転換・再編の顕著な時期に直面している。それぞれ詳細な検討を必要とするが、本節では経済団体の再編のうち、

「経団連」と「日経連」の統合および 「全国商工会」の「広域化・合併」に注目しておきたい。

「経団連」と「日経連」の統合

戦後,「経団連」は経済団体として経済問題に, 「日経連」は同じく労働問題にそれぞれ取り組ん できた。ところが,その両団体が2000年9月22 日に新団体設立検討委員会を設置し,以来6回 にわたって両団体統合の基本構想を検討して, 翌2001年1月23日に「経団連・日経連の統合に むけての共同宣言」を発表した。統合の基本的 理由について,上記「共同宣言」によれば,「戦 後50年以上を経過し, 労働問題と経済問題を切 り離して取り扱うことは次第に困難となってき た」ということが表明されている。しかし,こ の統合の背景には,規制緩和の流れの中で,一 方の「経団連」が法人税の引下げや産業再生法 の成立に成功したことに加えて,政治献金の斡 旋廃止にもかかわらず,各省官僚機構の「不祥 事」の発生などによる政策立案・推進の後退の 中で,むしろ政策立案・推進の主導性の強化が あり,他方の「日経連」は,労働運動が後退し ている中で,かえって「日経連」の不要論,財 界団体のリストラ論の浮揚が生じていたとの指 摘もある⁷⁾。

ところで,中小企業団体から見て,「経団連」・ 「日経連」の経済団体の統合で注目されることは、 「日経連」の都道府県別組織である経営者協会 (以下,「経協」と略称)の動向である。新団体 は「日本経済団体連合会 (Japan Business Federation)」(英文略称, JBF)と称され,業 種別全国団体と地域別経済団体で構成されるこ とになっている。そして、この「経協」の長は 「地方団体長会」を構成することになる。その結 果,事実上新団体の地方組織を担っていくこと になると思われる。実際,現在,各地の「経協」 の中には,従来の人事・労務専管団体から総合 的な経済団体を目指した活動を展開するところ も出てきており、「人」「地方」「中小企業」に軸 足を置いた事業活動を強化する要望が強まって いるようである。。事実上唯一の経済団体とな る新団体の地域の総合的経済団体として「経協」 が今後有力化する可能性が高いと考えられる。

このような「経団連」・「日経連」の統合と新団体の結成は、中小企業運動史の観点から以下のような歴史的意味をもつと筆者は考える。

すなわち,現在の「経団連」のそもそもの結

成には興味深い前史がある。すなわち,その結 成に先立つ終戦直後の1945年9月18日に,日本 経済連盟が中心となって全国商工経済協議会・ 重要産業協議会,商工組合中央会の戦時下から 継続していた4経済団体の首脳が集まって,占 領軍に対する窓口を一本化する意味で「経済団 体連合委員会」を結成した。その後、全国銀行 協会連合会の加盟も得て5団体の連合委員会と なった。「この五つの団体が、終戦直後における、 中小企業を含めてのもっとも有力な基幹団体で あったわけである。)」そして,この経済団体連 合委員会を基礎に1946年8月に,経済団体連合 会, すなわち「経団連」が結成されたのである。 このうち,全国商工経済協議会は後に日本商 工経済会さらに日本商工会議所となり,また, 商工組合中央会は協同組合組織の全国指導団体 が禁止されたため, 先に言及した「日中連」が 代行し、「経団連」の第一種会員となった。

しかしながら、1952年、「朝鮮戦争ブーム」後の不況が深刻化する過程で大企業による下請代金の支払い遅延が顕著になっていた時期に「日中連」は「経団連」の中小企業対策委員会に意見を提出し、対策を要請した。だが、「日中連」はその過程での「経団連」の対応¹⁰⁾に不満を募らせ、同年7月8日、「経団連」脱退¹¹⁾を決定した。「日商」も予てから国際商業会議所への代表権をめぐる経団連との確執があり、同じく「経団連」を脱退した。こうして「経団連」は業種団体の連合体として純化するとともに、大企業団体としての性格を確立することになった。

ところで、上記の「経済団体連合委員会」は 当初「労働問題についてもこれを取り上げたの であるが、翌〔昭和〕21年になって一般の経済 団体のほかに別個の団体を設け専門に労働問題 を研究し、必要に応じて対策も立てることがよ かろうという意見が連合委員会のなかにも次第 に高まってきた¹²⁾」のであるが、当時のGHQが 「日本では従来労働者が十分発言の機会が与え られていなかったのに、いま経営者の強力な中 央組織ができると、新生の労働組合に対抗して

これを圧迫する恐れがある。のみならず,いっ たん解体させられた財閥が形を変えて再現する きらいがある13)」との意向で,まず,地方に労 働問題に取り組む経営者協議会 略称「経協」が 結成されたのを踏まえて,1948年4月になって 「日経連」が結成された。「経協」は当初,関東, 関西,九州などを単位とする組織であったが, その後,都道府県組織として今日にいたってい る。「日経連」は,今日全国都道府県ごとに組織 されている地方別経営者団体と,全国組織をも つ業種別経営者団体から構成され,これら構成 団体の傘下会員企業は累計で約113,000事業所, その従業員数は約2,000万人となっている。その 意味で「日経連」は財界団体の一つとして大企 業団体と見なされる傾向があるが,地域別組織 から出発し,多くの中小企業が参加している14) ことから,純粋な大企業団体とは異なっている。

したがって、「経団連」と「日経連」の統合は、「経団連」が当初の大企業・中小企業を含む総合的経済団体から、業種別団体の純粋な大企業経済団体に転換し、そして再び、業種別団体と中小企業を多く含む地域別団体との構成の再現となり、したがって、両者の統合後の新団体が文字通り全国組織の総合経済団体として復活することを意味することになる。つまり、新団体である「日本経済団体連合会」は自主的で、非法制団体であることから、今後において、既存の中小企業団体にも小さくない影響をもつものと予想される。

「全国商工会」の「広域化・合併」

「全国商工会」を構成する各地の「商工会」は 商工会議所と並んで地域の総合経済団体として, 経営改善事業を促進する小規模企業事業者の支 援機関として位置付けられている。「全国商工 会」は、1999年の中小企業企業基本法の「改正」 の過程において「中小企業の定義を広げること によって既存の中小企業に不利にならないよう, 十分な配慮」の要請,あるいは、創業や経営革 新の支援において全国300か所の地域拠点の設 置に対して「商工会が拠点として位置づけられ る要望」が提出されていた「5)ように,組織的不安が潜在していた。そして,同法改正における,小規模企業の「創業や成長の苗床」としての位置付けを積極的に受け止め,自らの役割を模索しようとした。しかし,その後の中小企業政策審議会小規模企業部会などにおいて「全国商工会」に対して「広域化・合併」の推進が提起されるに至ったのである。

「中小企業政策審議会第1回小規模企業部会 とりまとめ」(2001年2月2日)によると16)「商 工会」の「広域化・合併」をめぐる背景につい て,次のような状況が指摘されている。すなわ ち, 約8割の「商工会」で会員500人未満,約 9割の「商工会」で経営指導員3人未満と,大 部分の「商工会」の事業実施体制は極めて小規 模であり,かつ近年は地区内の商工業者数の減 少・各「商工会」の組織率の低下に伴って,ま すます小規模化する傾向にあること, 中小企 業施策の転換・事業者ニーズの多様化に伴って, 創業支援・経営革新支援や情報化支援等の新た な事業が求められる等、商工会に求められる役 割は高度化・多様化していること, 新たな事 業への適切な対応のためには,経営指導員等の 資質向上を図るとともに,適正な能力・実績評 価を通じて個々の経営指導員の能力を高め,同 時に経営指導員等の専門化を図ることが重要で あること, 地域経済活動の広域化を背景とし て, 広域的な地域経済活性化事業のニーズが高 まっていること , 市町村合併の動きも加わっ て,地域経済圏の拡大が進行していくことが予 想されることなどである。

しかし、「商工会」の「広域化・合併」の実施は、区域の問題、経営指導員の確保の問題、補助金の問題などに直面し、要するに地域の総合経済団体、小規模企業の経営改善など商工会事業の支援機関としての商工会本来の性格の維持・充実において重大な問題に取り組む必要が生じている「?」。政策的には、「商工会法」の改正(2001年9月施行)によって、合併手続きの整備、市町村の存置分合に伴う地区の特例(合

併後の商工会が市町村の地区の一部を他区とすることを認める)など合併促進の環境整備に行っている。つまり、上記のの問題に対しては政策的解決が図られているが、 、 についてはなお問題が残されている。このような「全国商工会」の状況は、現下の中小企業問題の深刻さとともに、その解決を目指す組織化さらには運動化の困難を示唆していると思われる。

- 1)大林弘道[2000]参照
- 2) 大林弘道 [2001] 参照
- 3)戦後の日本における下請制,流通系列化,地場産業,商店街,中小企業金融機関などを中小企業政策とともに総体としての仕組みとして捉えた概念。大林弘道[1995]参照。
- 4)大河内一男は労働運動の考察において労働運動だけの考察の限界を次のように表現している。すなわち,「労働組合運動は組織労働者だけの独り舞台なのではなく,それが立ち向かう経営者なり経営者団体なりの組織の強弱やその労働組合政策を考慮に置くことなしには,ほんらい,いかなる労働組合運動史も正しく描き出すことは出来ない筈である。」(森田良雄[1958] p.3 序)
- 5)なお、「中団連」の前身は日本中小企業連盟(以 下,「日中連」と略称)であるが,その「日中連」 の創立事情は次のとおりである。すなわち、「連合 軍司令部 (GHQ)は,商工協同組合法によって規定 されていた組合の指導,連絡の機関である中央会を, 中央集権的な機関であり、好ましくないとする考え 方を示していた。したがって,商工協同組合法の改 正に際しては,商工協同組合中央会は当然,排除さ れる運命にあり、それはすでに時間の問題になって いた。そこで,商工協同組合中央会の関係者はその 対策を協議し,主務官庁の商工省とも打ち合わせた 結果,経済民主化の方途にそって,新たな任意団体 の全国的な中小企業指導団体を設立,これに中央会 の組合連絡・指導等の事業を総て移管するというこ とになり,この新団体として,日本中小企業連盟の 創立が決定されたのである」(中小企業団体連盟[1 979] pp.3 - 4)
- 6)このような戦後日本の経済団体の実態は,次のような経済団体に関する一般論と符合する。すなわち,「畢竟,政府が庇護を加えて発達せしめなければならなかった理由は,主として中小企業を急速に団体に結成させる必要があったからに他ならない。大企業は政府の庇護を望まないし,また政府も中小企業なればこそ庇護もするが,大企業に対しては自主的な発展は任せる態度を取ることが多い。」(経済団体連合会[1962] p.7)
- 7) 古賀純一郎 [2000] p.28
- 8)「日経連タイムス」2001年6月14日,第2586号,「主張」欄

- 9)経済団体連合会「1962] p.55
- 10)「経団連」は,同年3月11日に,「中小企業に関する緊急対策意見」(「経団連」「経済連合」1952年3月号(有沢広巳・稲葉秀三(編)[1966]p.204所収))を発表し,その中で6点にわたる意見の第1点として「大企業の下請関連事業に対する支払いの励行」を提唱し,大企業への呼びかけと政府への施策を要望していた。したがって,「日中連」の不満はこうした「経団連」の対応を越えていたのである。
- 11) この脱退の経緯について,「日中連」は次のように説明する。すなわち,「[日中連]は[昭和]27年5月7日,経済団体連合会の組織運営委員会において,同連合会結成当時の事情が,講和条約発効に伴って解消したこと,さらにまた下請問題を中心として,本連盟内部に強硬意見が支配的となってきた情勢などを説明し,日本中小企業連盟の円満な脱退についての決意を表明した」(日本中小企業連盟[1979]p.183)
- 12) 森田良雄[1958] pp.330-331
- 13) 森田良雄[1958] p.333
- 14) たとえば, 東京経営者協会の会員企業規模は従業 員数300人未満の企業が43%, 福岡県経営者協会の それは同じく59.2%である。
- 15) http://compass.shokokai.or.jp/zenkoku/fteig i/f_magazine.html
- 16) http://www.chusho.meti.go.jp/singikai/01020 2 shoukibo.htm
- 17) http://www.chusho.meti.go.jp/singikai/01020 2 shoukibo gizi.htm

参考文献

- [1]有沢広巳・稲葉秀三(編)[1966]『資料・戦後 二十年史 2 経済』1966年9月20日
- [2]内田公三[1996]『「経団連」と日本の50年』日 本経済新聞社 1996年10月21日
- [3]大林弘道[1995]「戦後50年における中小企業の未来」「商工業研究」第巻第号 1995年1月日
- [4]大林弘道[2000]「中小企業運論・序説」「企業 環境研究年報」第5号 2000年月日
- [5]大林弘道[2001]「中小企業問題」(北原勇・鶴 田満彦(編著)『資本論体系・第10巻現代資本主義』 有斐閣(第2部補2)2001年月日

- [6] 岡崎哲二・菅山真次・西沢保・米倉誠一郎 [1996] 6] 『戦後日本経済と経済同友会』岩波書店 1996 年4月24日
- [7]経済団体連合会[1962]『経済団体連合会前史』 経済団体連合会 1962年5月31日
- [8]経済団体連合会[1962]『経済団体連合会三十年史』経済団体連合会 1962年5月31日
- [9]経済同友会[1976]『経済同友会三十年史』経済 同友会
- [10] 古賀純一郎 [2000] 『経団連 日本を動かす財界 シンクタンク 』新潮社 2000年4月25日
- [11]全国中小企業団体中央会[1996]『創立40周年記念誌』全国中小企業団体中央会 1996年11月14日
- [12]全国中小企業団体連盟[1979]『全国中小企業団体連盟三十年史』全国中小企業団体連盟 1979年12 月20日
- [13]全商連史編纂委員会・(財)政治経済研究所(編) [1981]『民商・全商連の三十年』全国商工団体連合 会 1981年10月4日
- [14]全商連史編纂委員会(編)[1991]『民商・全商 連の四○年』全国商工団体連合会 1991年9月20日
- [15] 田山謙堂 [1996] 『同友会運動の歴史と理念 その先見性と普遍性』中小企業家同友会全国協議会 1996年10月
- [16] 中小企業庁指導部組織課(編)[1994]『魅力ある中小企業ネットワークへ(中小企業組織化政策懇談会提言)』通商産業調査会,1994年8月
- [17] 中同協30年史編纂委員会(編)[1999]『中同協3 0年史 時代を創る企業家たちの歩み』中小企業同 友会全国協議会 1999年7月8日
- [18] 水野武 [1977] 「中小企業の組織化の意義と必要性」(加藤誠一・水野武・小林靖雄(編) 『現代中小企業講座3 組織問題と中小企業』同友館第1章)1977年3月
- [19] 樋口兼次 [1977]「戦後中小企業の展開」(加藤誠一·水野武·小林靖雄(編)『現代中小企業講座3 組織問題と中小企業』同友館第8章)1977年3月
- [20] 森田良雄[1958]『日本経営者団体発展史』日刊 労働通信社 1958年4月15日
- [21]山下保一[1976]『中小企業運動の史記 奥山越 えて15年 』東京中小企業家同友会 1976年11月1 日